

入札説明書

和歌山県市町村教育情報化推進協議会（以下「協議会」）が調達する業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記の14の(1)に掲げる事務局に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達物品の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 共同調達の目的

和歌山県市町村教育情報化推進協議会は、和歌山県内の市町村における教育の情報化を推進することを目的として平成29年に設立した公共任意団体である。

本共同調達については、各市町村の使用する機器について、各市町村が求める仕様に共通点が多いという特徴があることから、各市町村の機器導入コスト軽減及び調達事務手続きの簡略化を目的として、本協議会が支援事業として実施するものである。

2 共同調達について

(1) 本協議会の実施する共同調達とは、本協議会の構成団体である2以上の市町村（学校組合を含む。）教育委員会（以下、「共同調達参加団体」と言う。）が、共同で物品の調達を行うことを言う。

(2) 共同調達役務の入札及び協定の締結は、本協議会が執り行い、落札者の決定後、落札者は共同調達参加団体との契約を担保するため速やかに協議会の長と協定書を締結するものとする。

(3) 落札者は契約する共同調達参加団体の財務規則等に則り、共同調達参加団体との間で個別に契約を締結するものとする。

(4) この条件付き一般競争入札に係る共同調達参加団体は、以下の教育委員会である。

（総数6団体）

新宮市教育委員会、那智勝浦町教育委員会、太地町教育委員会、
古座川町教育委員会、北山村教育委員会、串本町教育委員会

3 一般競争入札に付する事項

(1)入札公告年月日

令和8年3月16日(月)

(2)調達年度及び案件名

東牟婁地方小・中学校GIGAスクール用コンピュータ保守業務等共同調達

(3)事業年度

令和8年度から令和12年度まで

(4)調達業務の仕様、履行期限、納入場所等

東牟婁地方小・中学校GIGAスクール用コンピュータ保守業務等共同調達の仕様書のとおり

4 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本県入札に参加する資格を有する者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれになされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれになされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- ⑦ 当該共同調達に参加する全ての団体が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- ⑧ 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- ⑨ 入札公告の日から過去5年間において、この入札に係る業務と同種同規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。
- ⑩ この入札に係る業務と同種の業務（同種の機器の点検・保守管理、導入・設置又はメンテナンス修理）についての1年以上の実務経験を有する者（1名以上）が入札者本人又はその職員（役員を含む。）であり、常勤の者であること。
- ⑪ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）「ISO/IEC 27001(JIN Q 27001)」の認証を取得している者であること。
- ⑫ 和歌山県内に本店を有する者であること。

5 入札参加資格の申込み

(1) 提出場所

〒640-8262 和歌山市湊通丁北1丁目2-1 和歌山県庁南別館6階
和歌山県市町村教育情報化推進協議会事務局
（和歌山県教育庁教育総務局教育政策課内）
電話番号 073-441-3710

(2) 提出期間

令和8年3月16日（月）から令和8年3月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 提出書類

この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和8年3月27日（金）午後5時30分までに(1)に掲げる場所に必着しなければならない。

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、ウからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書【様式1】

イ 事業経歴書【様式2】

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

カ 役員調書【様式3】

キ 委任状【様式4】（申請者が支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任した場合）

ク 4の(9)、(10)、(11)の要件を満たすことを証する契約書その他の書類の写し

(4) 入札参加資格の確認

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により令和8年3月30日（月）までに通知するものとする。

(5) 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県市町村教育情報化推進協議会に対し、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明は、通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

ウ イの書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

エ 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

オ 書面の提出先は、(1)に掲げる場所とする。

(6) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

6 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次によること。

ア 受付期間

令和8年3月16日（月）から令和8年3月23日（月）まで。

イ 受付場所

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2-1番地 和歌山県庁南別館6階
和歌山県市町村教育情報化推進協議会事務局
(和歌山県教育庁教育総務局教育政策課内)

電話番号 073-441-3710

電子メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

ウ 提出書類

質問申出書【様式5】

エ 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

オ 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年3月26日（木）まで、随時、協議会事務局の当該入札案件のホームページ上にて公開する。また、質問に関連して仕様書に関する重要な補足や変更点が生じた場合には、協議会事務局の当該入札案件のホームページ上にて公開するので入札前に必ず確認すること。

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2-1番地

和歌山県庁南別館 5階 5-A会議室

(2) 日時 令和8年3月31日（火）午前11時00分

(3) 前記5(4)の一般競争入札参加資格結果通知書の写しを持参すること。

(4) この入札の開札には、本協議会の事務局職員が立ち会うものとする。

8 入札方法

本件は、書面による入札及び開札手続に限定して行う。

- (1) 入札書【様式6】に記載する金額は、調達業務に係る1か月あたり1アカウントの単価（税抜）を記入すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とすること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができないこと。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができること。

9 書面による入札

- (1) 入札は、入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書【様式6】に記載すること。
- (3) 代理人が入札する場合には、委任状【様式7】を、入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合において、入札書には、入札者の氏名（商号を含む。法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならないこと。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（商号を含む。法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び「令和8年度和歌山県市町村教育情報化推進協議会GIGAスクール運営支援センター業務 入札書在中」と記入しなければならないこと。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 郵便による入札については、(4)の入札書を入れた封筒と競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを、協議会事務局あての外封筒に入れて書留郵便で令和8年3月30日（月）午後5時30分までに本協議会事務局（和歌山県教育庁教育総務局教育政策課内）に必着するように提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は不要とする。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する者は、共同調達参加団体ごとの契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、各共同調達参加団体における契約保証金に関する規定等の定めるところによる。

11 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とし、当該入札者は入札参加の資格を失うものとする。ただし、(9)から(11)までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札についての入札には参加することができること。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 仕様書に基づく入札物件としての適合の承認を受けていない者がした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の時刻までにされなかった入札
- (5) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (9) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (10) 金額を訂正した入札書による入札
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本協議会の事務局職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札をした場合において、落札者がいない場合はその場で再度の入札を行うこと。それでもなお、落札者がいない場合は、再々度の入札を行うこと。

13 協定及び契約について

落札者と共同調達参加団体は、以下の手順に従い契約を行うこととする。

(1) 協定の締結について

落札決定後、本協議会が落札者との間で協定を締結するものとする。

協定書には1アカウントあたりの月額単価及び共同調達参加団体別60か月の契約予定額を記載する。

(2) 市町村との契約

協定書に記載の金額に基づき共同調達参加団体と落札者の間で業務委託契約を締結する。その際、別添2記載のアカウント数から実際の児童生徒数にアカウント数を変更する場合がある。

(3) 契約締結後に、児童生徒数の大幅な減少など著しい状況変化があった場合は、契約変更に向けた当該共同調達参加団体との協議に応じること。

また、長期継続契約であるが、アカウント数は固定ではなく、年度の初めにアカウント数を精査して、それに応じて金額を算出し、契約額を変更すること。

(4) 契約書作成の要否

要（各共同調達参加団体の財務規則等に則り契約書を作成するものとする。

ただし、共同調達参加団体において契約書の作成を省略できる規定に該当する場合は、この限りでない。）

(5) 契約日

契約日は、共同調達参加団体の指示するところによるものとする。

なお、契約の日時によって価格は変わらない。

(6) 契約の完了検査

契約の完了検査は、落札者と共同調達参加団体との間で行うこととする。

(7) 契約の締結と関係予算の成立

共同調達参加団体との契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、当該契約期間中であっても、翌年度以降において当該契約に係る共同調達参加団体の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。この場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

14 その他

(1) 当該業務委託契約に関する事務担当の名称及び所在地

和歌山県市町村教育情報化推進協議会事務局

（和歌山県教育庁教育総務局教育政策課内）

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2-1番地

電話番号 073-441-3710

電子メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

注意事項

入札書・封筒について

○入札書

代理人が入札する場合は、代理人の記名押印だけではなく、入札者（法人の代表者）の住所、商号、氏名の記入が必要であること。（但し、代表者の押印は不要）

○封筒

「表」 あて名：「和歌山県市町村教育情報化推進協議会会長」

その他：業務名を記載すること。

「裏」 封印3ヶ所（上・中・下）

出席者の印（代理人の場合は代理人の印）で押印すること。

（例）

「表」

「裏」



